



遊びの運営委員による活動

この誓いを学校生活のめあてとして児童会で輪を広げるよう活動している。生活委員が中心になってくり広げているあいさつ運動によって、「おはよう」「ごめんさい」「ハイ」などの声が学校中にこだましている。

運営委員会が軸となって実践している全校児童集会は、発案、計画、準備のすべてが児童の手で行われ、一年生から六年生までが心待ちにしている楽しい集会である。

また、教師の温かで細やかな心配りをもった働きかけは、児童の真の心の教育に必要な役割を果たすものであると考える。

ある日、帽子をかぶったまま職員室に入ってきた児童の担任が、帽子を取

表 教育相談等施設一覧

相談施設名	郵便番号	住所	電話	主な内容
1. 各教育事務所				
県北教育事務所	960	福島市杉妻町2-16	0245②①1111(内線)3485	教育相談
県中教育事務所	963	郡山市麓山一丁目1-1	0249②③6161(内線)355	教育相談
県南教育事務所	961	白河市字昭和町269	0248②②2111(内線)346	教育相談
会津教育事務所	965	会津若松市追手町7-5	0242②①1111(内線)286	教育相談
南会津教育事務所	967	南会津郡田島町大字田島字根小屋甲4277-1	②416②①221(内線)343	教育相談
相双教育事務所	975	原町市錦町1-30	0244②⑤1111(内線)224	教育相談
いわき教育事務所	970	いわき市平字梅本15	0246②④1111(内線)436	教育相談
2. 県教育センター				
県教育センター教育相談部	960-01	福島市瀬上町五月田16	0245⑤③⑧141	教育相談・心の相談
3. 県教育庁社会教育課				
すくすくダイヤル	960	福島市杉妻町2-16	0245⑤③⑧222	教育相談
4. 県養護教育センター				
養護教育センター	963	郡山市富田町字上ノ台4-1	0249⑤②6497	教育相談・心身相談
県立雙学校福島分校	960	福島市森合町6-34	0245③⑤013	教育相談・心身相談
県立雙学校平分校	970-01	いわき市平馬目字馬目崎61	0246③④2202	教育相談・心身相談
県立雙学校会津分校	965	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-1	0242②②1286	教育相談・心身相談
5. 県の施設				
県中央児童相談所	960	福島市森合町10-9	0245③④5101	児童相談
県会津児童相談所	965	会津若松市花春町2-2	0242②⑦③982	児童相談
県浜児児童相談所	970	いわき市平自由ヶ丘38-15	0246②⑧③346	児童相談
県少年相談員配置施設				
●福島県青少年会館	960	福島市黒岩字田部屋53-5	0245④⑥8311	青少年相談
●県中行政事務所	963	郡山市麓山1-1-5	0249②③6161	青少年相談
●会津行政事務所	965	会津若松市追手町77-5	0242②⑥1111	青少年相談
県精神衛生センター	960	福島市森合町10-9	0245③⑤3556	心の相談
県警ヤングテレフォンコーナー				
●県警本部防犯少年課	960	福島市杉妻町2-16	0245②④141	電話相談
●郡山警察署	963	郡山市城清水23	0249③④7887	電話相談
●会津若松警察署	965	会津若松市山見町248	0242②⑦8887	電話相談
●いわき中央警察署	973	いわき市内郷御殿町4-148	0246②⑦8887	電話相談
福島少年鑑別所	960	福島市御山町17	0245③④3462	電話相談
いわき少年鑑別支所	970	いわき市平六人町10	0246⑦④038	電話相談

「ってね」と、そつと耳もとでささやく場面があった。このような児童サイドに立ったさり気ない教師の共感的心配

りが、楽しい学校を作っていくのではないかと信じながら、日頃努力しているところである。

禁煙指導のために

— 高等学校における
生徒指導上の諸問題 —

「喫煙・飲酒・服装のみだれは少年の非行化への第一歩」といわれています。少年の喫煙は法的にも禁止されているが、中・高校生にあっては、喫煙自体が「犯行的行為」であり、今後大きく非行へ発展する初期行動であるともいえます。

本書（パンフレット）では、この禁煙指導のあり方について、たばこの有害性や障害のいろいろ、喫煙することによる他人への悪影響や社会的損失、非行との関連、具体的な禁煙指導のあり方、実践例紹介など、小さなパンフレットですが内容豊富な資料となっています。

大いに活用いただきたいものです。なお、詳細は県教育庁高等学校教育課（電話〇二四五・二一・一一一、内線三九三四）までお問い合わせ下さい。

なお、上記の表以外では、少年センターが県内十市に、児童（民生）委員、家庭児童相談員が各地に配置され、心の相談では、各保健所に設置されている。

資料の紹介